

役場や出先機関で非常勤の職員として働いてみませんか？

## 会計年度任用職員登録制度に登録しませんか

町では、会計年度任用職員の希望者を職種別で登録し、必要に応じて登録者のなかから選考を行い、任用する「紀宝町会計年度任用職員登録制度」を実施しています。

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2に基づき、任期を1会計年度内として任用される一般職非常勤職員です。

登録職種や手続きなどは、以下のとおりですので、登録を希望される方は、役場総務課に必要書類を提出し、登録手続きを行ってください。

登録職種	必要な要件
①一般事務職	パソコンの操作ができる方
②保育士・保育補助員 ③幼稚園講師	資格を有する方、または任用までに取得見込みの方 *②の保育補助員は、必要な資格はありません
④教育支援要員	*必要な資格はありません
⑤介護支援専門員 ⑥社会福祉士	資格と自動車運転免許（普通）を有し、パソコンの操作ができる方
⑦保健師 ⑧看護師・准看護師 ⑨管理栄養士・栄養士 ⑩歯科衛生士	資格を有する方、または任用までに取得見込みの方
⑪用務員（校務員）⑫管理人	*必要な資格はありません
⑬調理師	資格を有する方、または任用までに取得見込みの方
⑭調理補助員	*必要な資格はありません
⑮給食センター運転手兼調理補助員	自動車運転免許（準中型）を有する方 *調理師資格は不要です
⑯清掃作業員	自動車運転免許（準中型）を有する方、2トン車の運転ができる方
⑰運転手	自動車運転免許（中型1種）を有する方
⑱施設管理士	*必要な資格はありません

### ◆登録手続き

次の書類に必要事項を記入のうえ、役場総務課まで提出してください。

- 登録申込書（役場所定の様式。役場総務課窓口または町ホームページにて入手可能）
- 資格（免許）証の写し（②・③・⑤～⑩・⑬・⑮～⑰の職種）

### ◆登録受付期間

随時、受け付けています。

### ◆登録期間

登録の日から2年間

### ◆任用条件

- 勤務時間…正規職員の1週間あたりの勤務時間（38時間45分）より短い時間で、任命権者が定める勤務時間
- 任用期間…1年以内
- その他…町会計年度任用職員の任用、勤務条件および身分取扱いに関する規程による

▶詳しくは、町ホームページ（<https://www.town.kiho.lg.jp/government/personnel/temporary/>）をご確認いただくか、または役場総務課（☎33-0333）までお問い合わせください。



町HP

町の未来を決める大切な一票

## 1月29日は、紀宝町議会議員選挙の投票日です

任期満了（令和5年2月9日）に伴う「紀宝町議会議員選挙」は、1月24日（火）に告示、1月29日（日）が投票日です。町の未来を決める大切な一票です。棄権せず自らの意思で投票しましょう。

### ◆投票できる方

紀宝町の選挙人名簿に登録された平成17年1月30日以前に生まれた日本国民で、令和4年10月23日以前から引き続き3か月以上、紀宝町に住居票がある方（投票日までに町外に住所を移した場合は、投票できません。）

### ◆投票時間

投票所により閉鎖する時刻が異なりますので、ご注意ください。

投票区	投票所の名称	投票時間
第1	桐原生活改善センター	午前7時～午後6時
第2	高齢者生産活動センター（平尾井）	午前7時～午後7時
第3	大里多目的集会施設	午前7時～午後7時
第4	高岡防災センター	午前7時～午後7時
第5	鮎田構造改善センター	午前7時～午後7時
第6	北檜杖多目的集会施設	午前7時～午後6時
第7	旧矢淵中学校浅里分校	午前7時～午後6時
第8	中村多目的集会施設	午前7時～午後7時
第9	成川生活改善センター（下地）	午前7時～午後7時
第10	神内構造改善センター	午前7時～午後7時
第11	上野農事集会所	午前7時～午後7時
第12	井田公民館	午前7時～午後7時
第13	鶴殿地域交流センター	午前7時～午後7時

### ◆開票の日時・場所

【日時】1月29日（日） 午後8時10分から

【場所】紀宝町生涯学習センター まなびの郷

### ◆期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などで投票できない予定の方は、「期日前投票」ができます。

【期間】1月25日（水）～28日（土）

午前8時30分から午後8時まで

【場所】鶴殿地域交流センター

### ◆不在者投票

入院または施設に入所されている方、身体に重度の障がいのある方、仕事や学校などで町外に住んでいる方は、以下のとおり「不在者投票」ができます。

#### ・病院や施設での不在者投票

指定された病院や施設に入院（入所）中の方は、その施設内で投票できます。院長または施設長にお申し出ください。

#### ・郵便による不在者投票

身体に重度の障がいのある方で、要件を満たして「郵便投票証明書」の交付を受けた方は、自宅で投票ができます。

#### ・滞在地での不在者投票

紀宝町に住所があり選挙人名簿に登録されている方のうち、町外に滞在している方は、事前に請求をすれば、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票ができます。

※告示日前から請求ができますので、不在者投票を利用される方は、早めの請求および投票をお願いします。

▶詳しくは、町選挙管理委員会（役場総務課内 ☎33-0333）までお問い合わせください。

## 立候補届出事前審査および届出受付を行います

下記の日程で事前審査および届出受付を行いますので、立候補を予定している方は、ご参加ください。

### ◆立候補届出事前審査

【日時】1月16日（月）・17日（火）

午前9時30分～12時、午後1時～5時

【場所】役場2階 大会議室

### ◆立候補届出受付

【日時】1月24日（火）

午前8時30分～午後5時

【場所】役場2階 大会議室